

# 白子都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月27日

千葉県

## 白子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

## 目 次

1	都市計画の目標	1
1)	都市づくりの基本理念	1
①	千葉県の基本理念	1
②	本区域の基本理念	1
2)	地域毎の市街地像	2
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	3
1)	区域区分の決定の有無	3
3	主要な都市計画の決定の方針	4
1)	都市づくりの基本方針	4
①	集約型都市構造に関する方針	4
②	都市の防災及び減災に関する方針	4
③	低炭素型都市づくりに関する方針	4
2)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
①	主要用途の配置の方針	4
②	特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	5
3)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
①	交通施設の都市計画の決定の方針	6
②	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	7
4)	自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	9
①	基本方針	9
②	主要な緑地の配置の方針	10
③	実現のための具体の都市計画制度の方針	11

# 1. 都市計画の目標

## 1) 都市づくりの基本理念

### ① 千葉県の基本理念

人口減少や高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等、都市を取り巻く社会情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりにおいては、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。

「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」

低未利用地や既存ストックなどを活用しながら、公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。

「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」

広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流などの新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。

「人々が安心して住み、災害に強い街」

延焼火災を防ぎ緊急輸送路ともなる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園などのオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消などを進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。

「豊かな自然を継承し、持続可能な街」

身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。

### ② 本区域の基本理念

本区域は、東は九十九里浜に面し、茂原市、大網白里市及び長生村に隣接し、県都である千葉市の南東約30km、新東京国際空港のある成田市の南方約35km、首都東京からは東方約60kmに位置している。

本区域は、九十九里浜の長大な砂浜と背後の平坦な田園地域、その中央を流れる南白亀川などの自然環境に恵まれ、首都圏における海洋レクリエーショ

ン地、農水産物供給地としての機能を担ってきた。平成25年4月に圏央道東金～木更津間が開通し、木更津市、成田市、つくば市、さらには東京湾アクアラインを経由して横浜、川崎などの首都圏の中核的業務拠点との時間距離が大幅に短縮され、今後新たな都市機能の立地を図っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域は、豊かな自然と海洋資源を活用したレクリエーションの場として整備を推進するとともに、交通体系等の形成に併せて物流機能、研究開発機能等の集積を図ることが期待されている。

また、東日本大震災で発生した津波等の被害を教訓に、地域の防災力の向上が求められている。

これらを踏まえて、本区域では、九十九里海岸と田園環境の素晴らしい自然を生かしながら「人間性あふれる豊かなみのりあるまち」をスローガンに、その実現に向けた都市づくりの目標を次のとおり定める。

1. 都市と自然の接点地域としての地域特性を活かし、豊かな自然をベースとしながら、新しい都市機能の導入や、従来の都市機能の高質化等を通じて、健康な中で住、職、遊、さらに文化発信の都市機能が調和した質の高い環境の街づくりをめざす。
2. さまざまな居住者、就業者、観光客にとっての健康生活の場としての機能強化をめざす。
3. 海水浴場、スポーツ・レクリエーション施設、温泉の既存施設、資源の活用をめざす。
4. 防災体制の強化と防災・減災対策を推進し、災害に強い街づくりをめざす。

## 2) 地域毎の市街地像

役場周辺地区（関地区）南白亀川河口周辺地区は日常生活の核となる行政機能、文化交流機能、コミュニティ形成機能の中心として今後とも機能の維持向上を図り、利便性が高くまとまりのある市街地の形成を目指す。

白子インターチェンジ周辺地区は、九十九里海岸・自然公園施設・南白亀川等の観光施設の集中する地域であり、圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果がもたらされるよう、防災性を向上させつつ、観光レクリエーションの拠点として一層の整備を図る。

主要地方道飯岡一宮線沿道地区は、道路整備や用途地域指定による適切な土地利用の誘導により、防災対策を十分に施した良好な住宅地の形成を図る。

中里地区については、圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果がもたらされるよう、テニス等のスポーツを中心とした観光宿泊施設の一層の集積を図り、人々が集う活力のある市街地の形成を図る。

また、市街地背後に広がる田園地域は、田園環境の保全、高質化を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかったとした根拠は以下のとおりである。

本区域は首都圏整備法に基づく近郊整備地帯外に位置し、人口は減少傾向にある。今後もその傾向は継続するものと予測され、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 都市づくりの基本方針

##### ①集約型都市構造に関する方針

本区域は、分散した集落と田園により構成されている。その中でも役場周辺地区（関地区）と南白亀川河口周辺地区に公共施設が集まっていることから、今後もこれらの地域に都市機能や居住機能の集約を図り、利便性の高い拠点市街地の形成を図る。

また、中里地区は、観光レクリエーション拠点として、ホテル等の宿泊施設を始めとする観光産業の発展に資する施設の集積を図る。

さらに、これらの拠点にアクセスする道路ネットワークやバス等の公共交通の充実に努めるとともに、高齢化等に対応するため、これらの拠点地区を中心に、公共公益施設等について、安全で安心して利用できるよう、バリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及を図る。

##### ②都市の防災及び減災に関する方針

本区域東部地域は、九十九里海岸に面することから、津波による直接の被害や南白亀川への遡上による二次的な湛水による被害が想定される。よって津波対策として、海岸堤防、海岸保安林、河川堤防、湛水防除施設の整備、九十九里有料道路のかさ上げ等を推進するとともに、津波避難場所や避難路の確保を図る。

市街地部においては、都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図るとともに、雨水排水施設の整備に努める。

また、液状化現象が想定される区域においては、液状化対策に努める。

なお、防災拠点となる役場等の主要な公共施設については、建築物の耐震化、不燃化を図る。

##### ③低炭素型都市づくりに関する方針

白子町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設における緑化や温室効果ガス削減等の取組を推進する。またバス等の公共交通の利用を促進するとともに太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や普及に努め、低炭素型のまちづくりを進める。

#### 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ①主要用途の配置の方針

###### a 商業・業務地

観光レクリエーション拠点として、ホテル等の宿泊施設が集積している主要地方道飯岡一宮線沿道の中里地区に、町の特色である観光産業の核となる地域として位置づけ、アクセス道路として整備し、今後ともその機能の保全を図る。

###### b 住宅地

主要地方道飯岡一宮線沿道地区においては、さまざまな用途の建築物が混在

しつつ、住宅が主体となった市街地を構成している。このような状況を踏まえ、従来から当地域に存在する一定の混在を容認しながら、リゾートマンションなどの著しく周辺の住環境に影響を与える新たな土地利用形態での混在進行を制限することにより、主として静穏な住環境の維持を図る。

## ②特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

### ア. 土地の高度利用に関する方針

本区域の主要な拠点地区である中里地区については、商業機能の集積を図るため、土地の高度利用に努める。

### イ. 居住環境の改善又は維持に関する方針

本区域全体の既存建築は、おおむね3階以下の低層建築物が大半を占める戸建て住宅地である。こうした既存のまちなみは、田園地域に溶け込む良好な景観と居住環境を形成していることから、今後とも維持・保全を図る。

また、人口減少、高齢化の進展に伴い、空き地、空き家が増加しつつあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に基づき、空き家の適正管理を行い、良好な生活環境の保全に努める。

### ウ. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。

九十九里海岸、保安林、白子集団施設地区等の重要な緑地が集積している海岸部を積極的に保全し、そこに集まる動植物の生態系の維持を図る。

### エ. 優良な農地との健全な調和に関する方針

内陸部は農地と平地林、集落による特色ある房総の田園景観が広がり、そこでの農業は観光と並んで本区域の基幹産業とされており、優良な農業生産基盤を保全するのみではなく、集約化、先端技術の導入等により、ゆとりある田園環境、水辺環境と都市的土地利用との共存を図る。

### オ. 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

南白亀川、内谷川沿いは一帯の集団農地があり、溢水や冠水等による災害の発生の恐れがあるので、当面、災害防止上保全すべき地区として市街化の抑制に努める。

### カ. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の海岸沿いは、美しい松林と海岸線による優れた自然景観を有する九十九里海岸の県立九十九里自然公園地域であり、この自然環境の保全を図る。

また、これらの本区域の骨格的緑地をつなぐ南白亀川とその河川緑地は水辺生物の生息や都市環境に潤いを与える優れた自然環境であり、保全・活用に努める。

本区域の西側の大部分を占める田園地域に残されている平地林は、地域の特色ある田園風景の形成要素で良好な自然環境を形成しており、都市的土地利用との調整を図りながら、適正に保全・育成を図る。

### 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

道路の広域的な交通体系と区域内の骨格道路網体系を一本化し、区域内外を自動車での移動が安全かつ短時間にできるよう道路整備を図る必要がある。

本区域の道路網は、産業、観光、交通上の動脈である東西方向の主要地方道茂原白子線と南北方向の主要地方道飯岡一宮線を軸として、これを補完する県道2路線、一級町道13路線より構成されている。

幹線道路の大部分は歩道が未整備で、車道幅員も狭小であるため、夏場の観光シーズン時には交通渋滞や観光車両が住宅地内を通過するなど、交通安全上の支障をきたしている。

このようなことから、市街地内での円滑な交通の確保や歩車道の分離、市街地の通過交通の排除を図るとともに、市街地形成を図る上で骨格となり、産業振興に寄与し、観光スポーツ都市にふさわしい道路機能が図られるよう都市計画道路を配置整備する。

上記の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。

##### ・都市間及び広域的な地域間の交通流動に対応する幹線道路の整備

主要地方道茂原白子線白子バイパスは、外房有料道路を通じて千葉方面や、将来は圏央道を通じて広く首都圏との広域的な結びつきを担う道路として位置づけ整備を図る。

主要地方道飯岡一宮線は、九十九里浜沿岸に連なる市街地の骨格となる道路として位置づけ、各市街地間の産業関連交通の処理を行うとともに、九十九里浜における観光拠点を結び、多様な観光資源、集客施設間の回遊性を高める機能を図る。

##### ・都市の利便性と一体性を高める生活軸(補助幹線道路)の体系的整備

都市内においては県道のバイパス整備により交通環境改善が図られつつあるが、今後さらに、これらのバイパスや既存道路網、都市交通軸を活かした体系的道路整備により、都市拠点や都市全体の一体性を高め交通環境の向上を図る。

また、津波浸水想定区域を優先に、避難施設に連絡する避難路の確保を図る。

- ・歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり

様々な立場の歩行者への配慮や街並みの重要な景観要素としての視点から、歩行者空間の充実や水や緑の拠点とのネットワーク化により、質の高い道づくりを促進する。

#### 4. 整備水準の目標

##### 【道路】

都市計画道路については、約0.1km/km<sup>2</sup>が整備済み（平成22年度末現在）であり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア. 道路

##### 【主要幹線道路】

- ・都市計画道路 3・4・1 号 浜宿幸治線

九十九里海岸を南北に結び、海浜レクリエーションゾーンの一体性を確保するとともに、都市間の地域連携を高める軸として整備を行う。広域的な都市間道路、また、本区域中心部の南北方向の主要な骨格道路として拡充整備を図る。

- ・都市計画道路 3・5・2 号 古所東西線

圏央道、茂原市、九十九里有料道路と本区域の中心地区を結び内陸部へのアクセス強化及び広域幹線道路とのネットワークを確保する。

#### c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

主要な施設	名称等
道路	・都市計画道路 3・5・2 号 古所東西線

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア. 下水道及び河川の整備の方針

白子町ではプライベートテニスコートを保有する大型民宿が外房海岸地域に多数存在し夏季には多くの海水浴客を迎え入れ、スポーツを中心としたレジャータウンとしての特徴を有する町である。

その反面、町の発展に相反して生活排水対策の立遅れに起因する町内河川及び排水路等の水質汚濁が目立ち始め、その傾向は海岸地域において顕著であったため公共用水域の水質保全、地域住民の生活環境の改善、公衆衛生の向上確保に努める。

また、白子町は千葉県東部を太平洋に流下する二級河川南白亀川及び内谷川の下流に位置する低平地水田地帯である。

現在、九十九里一帯で生じている地盤沈下や河川流域の開発、通水断面不足など複合原因で、降雨による洪水量が増え、水位等が著しく上昇し湛水被害が生じることより洪水時の排水改良を行い、洪水被害を防止すると共に農地の汎用化・高度利用化に努める。

#### 【下水道】

一般廃棄物処理基本計画に従い海岸沿いの市街地動向に合わせてコミュニティ・プラントで整備を行い、今後は加入及び宅内接続工事の促進を図る。

また、それ以外の市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じた効率的・効果的な污水处理施設や雨水排水施設の整備を進める。

#### 【河川】

本区域は二級河川南白亀川とその支流である二級河川内谷川がある。低平地水田地帯のため、内谷川の流下能力が不足し降雨時の湛水等が見られるため環境改善のための治水能力を推進する。また、治水面のみではなく、親水護岸化、河川敷の緑道等整備、植樹・植栽による環境美化等、沿川の環境整備も推進する。

### 4. 整備水準の目標

#### 【下水道】

白子町の海岸線市街地(約6.3km)においてはコミュニティ・プラントが整備済みであることから、これらの適切な維持・管理を行う。

なお、污水处理施設については、「千葉県全県域污水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。

#### 【河川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア. 下水道

コミュニティ・プラント地域の施設については、分流式とし海岸地区を三地区に区分し幸治・中里地区、鷲～古所地区、剃金～浜宿地区を対象として第一、第二、第三クリーンセンターで処理を行う。

また、污水处理については、合併浄化槽の普及促進等を図る。

雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。

#### イ. 河川

南白亀川、内谷川は、既に河川改修工事を実施中であり、今後もこれを促進する。

### c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二級河川南白亀川</li> <li>・ 二級河川内谷川</li> </ul>

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

## 4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

### ①基本方針

白子町は、九十九里平野の南部に位置し、町の中央を南白亀川が流れる低位平坦地である。緑被の状況から見ると、農耕地の緑が大半を占め、更に、九十九里の海と南白亀川をはじめとする川によって、緑の平面にメリハリを与える水の軸が形成されている。これらは、本町の自然環境の骨格をなすものであるとともに、景観上及び防災上も重要な機能を担っている。

また、白子町の緑を考える上では、水との関係が非常に重要であると考えられる。川は農業用水として農地を潤し、海の潮風から生活を守るために立派な松の防風林が形成され、かつ、緑豊かな屋敷林が創出され、現在の緑の資産となっている。白子町の緑は、農地を含め人の手を通して生み出され、継承され、今に至っている緑がほとんどである。

これらの九十九里海岸、南白亀川の水と、農地が広がる田園風景や海岸沿いの黒松林、屋敷林の緑は白子町を代表する水と緑であり、白子町特有の景観を形成している貴重な資源と考えられる。白子町らしさを将来においても伝えていくためには、この水と緑の資源をできるだけ良好な状態で保全していくことが必要である。

このような状況を踏まえ、白子町の緑は、白子町に住む人々の生活に欠くことのできない緑であり、将来においても、生活と密接に関わる水と緑を守り、育て、増やし、次世代へ伝えていくために次のように進める。

- ・ 白子らしさの基盤を形成する水と緑を保全する。
- ・ 白子町の緑のランドデザインを際立たせる水と緑の拠点と軸をつくる。
- ・ 行政と町民が共に身近な花と緑をつくり出す。
- ・ 町民の元気をひきだし、もりあげる。

### ・ 緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (平成47年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
	約8.8% (約22ha)	約65.4% (約1,796ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成22年	平成37年	平成47年
都市計画区域内人口	64.2	87.6	92.5
一人当たり目標水準	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人

## ②主要な緑地配置の方針

### a 環境保全系統

#### ア. 緑の骨格を形成

九十九里海岸や南白亀川は、区域の自然的特性であるため、海の軸、川の軸として位置づけ、今後とも積極的な保全・活用を図る。また、区域の魅力を創出できる拠点として、海の軸と市街地・南白亀川の交点に位置する海岸部、区域の中心地として新規の交流機能として中央部及び西側地域の交流・レクリエーションの拠点であるとともに、既存の平地林の集積を活用した保全型を西部に、この3つの拠点を配置する。

緑と市街地の境界を明確にしておくために、海岸沿いの市街地に隣接する農地、保安林の保全が特に重要である。

海岸からの風や砂を防ぐため、日常生活上の必要から配置された保安林や屋敷林の必要性は高く、今後ともその保全を図る。

また、既定の自然公園地域、河川区域、地域森林計画対象民有林等と一体となった緑地の保全を図る。

#### イ. 自然的環境の保全・形成

良好な自然的環境の形成及び生態系の保全を図る。

#### ウ. 町らしさの演出

文化財等と結びついた緑地、都市、地区等のシンボルとなる緑地の保全・活用を図る。

#### エ. 生活環境の保全

市街地、集落地において修景及び環境改善に資する緑地の保全を図る。

#### オ. 緑のネットワーク

緑の拠点等を有機的にネットワークする緑地を推進する。

### b レクリエーション系統

#### ア. 地域全体

町内で、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園を誘致距離、規模を勘案し適正に配置する。また、南白亀川沿いに遊歩道を配置する。

#### イ. 公共レクリエーション施設地域

海水浴等で賑わう九十九里海岸は広域的レクリエーションに対応する緑地

として保全・活用を図る。また、小中学校の校庭、サイクリングロード、保安林内の遊歩道及び広域的レクリエーション施設が集まっている白子集団施設地区を位置づける。

ウ. 民間レクリエーション施設地域

民間テニスコート及びグラウンドを民間レクリエーション施設として位置づける。

エ. 歩行者ネットワーク

南白亀川沿いの桜並木を活用し、他の施設等を相互に連絡する歩行系ネットワークを推進する。

**c 防災系統**

ア. 地域全体

住民の安全な避難に資する公園・緑地及び公災害発生要素等と居住空間を緩衝する緑地の整備・充実を図る。

イ. 津波災害に対する防災緑地

沿岸部については、津波被害の軽減のため、海岸保安林の整備・保全に努める。

**d 景観構成系統**

ア. 地域全体

雄大な海と松林の九十九里海岸の海浜景観、親しみのある集落(田園)景観、個性的な都市景観は本区域の個性を景観資源として保全を図る。

**e その他**

ア. 自然・文化財等と結びついた地域

南白亀川河口周辺、白子神社周辺及び点在する社寺等の樹木は、緑地と一体となり歴史的・文化的資源として保全・活用を図る。

**③実現のための具体の都市計画制度の方針**

**a 公園緑地等の施設緑地**

ア. 都市公園

都市公園の整備目標については、計画のフレームにおける目標水準に従い、以下のように設定する。

・ 街区公園

街区公園としての誘致圏域、近隣公園や児童遊園等による機能補完を考慮し、街区公園の整備拡充に努める。

・ 近隣公園

近隣公園として、南白亀川沿いの旧河川敷を活用し整備検討を図る。

ならびに、用途地域に接するテニスコート用地等を活用し整備検討を図る。

- ・ 地区公園、総合公園、運動公園

南白亀川沿いの旧河川敷を活用した近隣公園を、長期的には総合公園としての整備を検討する。

- ・ 河川沿いのネットワーク(都市緑地)

南白亀川、内谷川等の河川・水路沿いの緑のネットワーク(遊歩道等)については、川の軸形成の貴重な要素であり、河川改修とあわせて整備し、都市緑地として位置づけ整備推進を図る。

#### イ. 公共施設緑地

- ・ 児童遊園

町内22箇所にある児童遊園は地区青年館や神社等に併設されるオープンスペースで、市街地・市街地外におけるコミュニティレベルの緑の拠点として位置づけ拡充・整備を検討する。

- ・ 白子集団施設地区

白子集団施設地区(県施設)については野球場・テニスコートなどの運動施設があり、広く町民全体の利用に資するスポーツ・レクリエーション機能を主体とした施設として位置づける。また、同施設周辺部を含め積極的に緑化を推進し、保安林との一体化を図る。

- ・ 小中学校

小学校については、地域の拠点とし学校の緑化を図るとともに敷地と一体的なオープンスペースの確保、緑化について積極的な推進を図り、地域の緑の拠点としても位置づける。

- ・ その他

町立のサッカー場、野球場、チューリップ広場等については、既存の公共施設緑地として位置づけ、保全・整備を図る。

#### ウ. 民間施設緑地

民間施設緑地については、基本的に、既存施設及び既定計画の施設を位置づける。特に、民間テニスコート、グラウンド周辺部に植栽用地を確保するとともに、道路側においても施設用地と一体的な緑化を図るための空間確保について配慮する。

#### b 地域制緑地

県・町指定文化財のうち、緑に関わる天然記念物(関の羅漢槇、椎の古株、白子神社の樹木群)等について位置づける。

さらに、関地域等の屋敷林・平地林について、新たに町の要綱化を検討することにより、保存樹林・保存樹木として保存を図る。